

ID: 794

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	土地の明渡し請求		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 （特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置） 第99条の8 2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日